

全ト協発第 182 号(環)
令和 6 年 7 月 9 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克



核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則第 1 項
第 2 号及び放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関
する規則第 1 条第 1 項第 2 号に係る取扱いについて

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和 6 年 6 月 28 日より、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 72 号）が施行されたことから、核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和 53 年運輸省令第 68 号）第 1 項第 2 号及び放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和 56 年運輸省令第 22 号）第 1 条第 1 項第 2 号に係る取扱いについて定めることとしたとの通知が別添のとおり国土交通省よりございました。

デジタル臨時行政調査会「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(R4. 6. 3)を踏まえ、核燃料物質・放射性同位元素等を輸送する際に一部場面で求められていた見張人の配置等を監視カメラ等のデジタル技術で代替できるようにするというもので、見張人の配置等の文言を削除し、関係者以外の者の接近防止・立入り禁止を求める内容となっております。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019